

## 余剰電力売却仕様書

### 1. 概要

本事業は、発注者が所管する川小田小水力発電所の運転により生じた非 FIT 電力（特定供給による電力を除く）を受注者に全量売却するものであり、電力供給仕様書に記載のある公共施設へ電力供給を行う地産地消事業を実施するものである。

### 2. 履行場所

名称：川小田小水力発電所

所在地：広島県山県郡北広島町細見大原 286 番地 69

### 3. 履行期間

令和 5 年 8 月 8 日午前 0 時から令和 8 年 3 月 31 日午後 12 時まで

長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）とし、契約締結日の属する年度の翌年度以降において支出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、大手電力会社の電力単価の変動があった場合、その他社会情勢の変化があった場合などは、当該契約を変更し、又は解除することができる。

### 4. 設備緒元等

(1) 川小田小水力発電所の緒元は次のとおりとする。

① 最大出力	720kW
② 最大使用水量	5.0 m <sup>3</sup> /s
③ 最大有効落差	19m
④ 水車形式及び台数	S 形チューブラー水車（横軸）×1 台
⑤ 発電機形式	横軸自己換気式ブラシレス三相交流発電機×1 台
⑥ 周波数	60Hz
⑦ 連系電圧	6,600V

(2) 川小田小水力発電所は、FIT 電源以外の非化石電源（再エネ指定ありの非化石証書を含む）であり、環境価値を有するものである。また、その環境価値は全て受注者に帰属する。

### 5. 託送供給契約

(1) 受注者は一般送配電事業者と締結する発電量調整供給契約に基づく発電契約者として、託送供給約款に定められた業務を行う。発注者は必要な情報の提供について受注者に協力するものとする。

(2) 受注者は上記 (1) に定めるもののほか、インバランス発生時における役務的及び金銭的責任を負う。

## 6. 費用負担

- (1) 一般送配電事業者との託送供給契約を遵守するために必要な通信装置等（計量器、通信装置、その他付属装置）を設置、変更または撤去する必要がある場合の費用負担、設置場所及び時期については発注者及び受注者の協議により決定するものとする。
- (2) 上記(1)のほか、受注者と一般送配電事業者との託送供給契約に必要な費用の負担が生じた場合は、受注者がこれを負担するものとする。
- (3) 2024年度から導入される託送料金の発電側課金についての請求方法は、発注者と受注者で協議するものとする。

## 7. 売却電力実績

令和3年4月から令和4年3月までの売却電力実績（特定供給による電力を除く）は次の通りである。

	売電量 (kWh)
4月	320,256
5月	190,452
6月	307,164
7月	247,380
8月	226,476
9月	377,616
10月	264,876
11月	70,296
12月	202,080
1月	204,984
2月	134,820
3月	173,424
計	2,719,824

注1) 履行期間の余剰電力に過不足がある場合であっても、発注者は余剰電力を全量売却し、受注者は発注者から全量購入するものとする、また、余剰電力の過不足について、発注者は何らの責任を負うものではないものとする。

## 8. 発電計画

- (1) 発注者より受注者に発電計画を提出する。詳細については別途協議とする。
- (2) 定期点検や発電施設整備等により、発電停止する場合がある。停止時期、停止期間は未定であるが、決定後、発注者より速やかに連絡することとする。

## 9. 電力料金の算定方法

- (1) 提案する単価については、様式2に記載すること。
- (2) 電力料金は、各月毎の売却電力量により算定するものとする。
- (3) 一か月あたりの電力料金は、次に掲げる料金（税抜き）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

$$\text{電力料金（税抜き）} = \text{売却電力量} \times \text{電力量単価（税抜き）}$$

- (4) 電力料金の算定に係る単位及び端数処理は下記に定めるものとする。
  - ① 金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を四捨五入する。
  - ② 単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
  - ③ 消費税及び地方消費税相当額の単位は1円とし、小数点以下を切り捨てる。

## 10. 秘密保持

受注者は、本契約により取得した発注者の情報についてはこれを適正に管理し、当該情報の紛失・漏洩などが生じないよう万全の対策を講じるとともに、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。履行期間終了後及び、本契約の解除後においても同様とする。ただし、法律に定める所定の手続きによる場合及び、予め発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 11. 暴力団員による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) 上記（1）により警察に通知又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面にて発注者へ報告すること。
- (3) 上記（1）及び（2）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことで工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

## 12. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める要綱・約款を基に、本町と受注者との協議により定めるものとする。